様式第１号（第６関係）

要件設定型一般競争入札公告

平成３０年４月２４日

宇佐市長　是　永　修　治

本案件は、電子入札システムを利用して行う電子入札対象案件である。

電子入札の取扱いは、この公告に定めるもののほか宇佐市電子入札運用基準による。

１　工 事 概 要

(1)　工 事 名　　宇佐市安心院地域複合支所建築主体工事

(2)　施工場所　　宇佐市安心院町下毛

(3)　工事概要　　建築主体工事

木造一部鉄筋コンクリート造、鉄骨造　地上２階建て

延べ面積　2,997.58m2

(4)　工　　期　　**本契約**締結の日の翌日から５３０日間

２　予 定 価 格　　７７１，５９４，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

３　最低制限価格　　６９４，４００，０００円（消費税及び地方消費税を除く。）

４　入札保証金　　免　除

５　契約保証金　　契約金額の１００分の１０以上

６　入札参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている共同施工方式（甲型）の特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

(1)　共同企業体の要件

ア　構成員の数

２者又は３者とする。

イ　構成員の組み合わせ

（２）ア「全構成員共通の要件」及び（２）イ「代表構成員の要件」のすべてを満たす**代表構成員１者**と（２）ア「全構成員共通の要件」及び（２）ウ「その他の構成員の要件」のすべてを満たす**その他の構成員１者又は２者の組み合わせとする。**

なお、**共同企業体の構成員は、当該工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることができない。**

ウ　結成方法

自主結成とする。

エ　出資比率

（ア）**すべての構成員の出資比率について、構成員が２者の場合は３０パーセント以上、３者の場合は２０パーセント以上**の出資比率であること。

（イ）代表構成員は、当該企業体の構成員のうち出資比率が最大であること。

オ　存続期間

（ア）当該工事の請負契約の相手方となった共同企業体

成立してから、当該工事の完成後３か月間存続するものであること。当該期間満了後において、当該工事につき、瑕疵担保責任がある場合は、各構成員は、連帯してその責めを負うものとする。

（イ）当該工事の請負契約の相手方とならなかった共同企業体

成立してから、当該工事の請負契約が締結された日まで存続するものであること。

(2) 構成員の資格要件

ア　全構成員共通の要件

（ア）　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

（イ）　宇佐市が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格について（平成 17 年宇佐市告示第 104 号）により平成 30・31 年度宇佐市建設工事競争入札参加資格者名簿において**建築一式工事がＡ等級に格付されている者**であり、かつ、**宇佐市内に本店を有する者**として登録されていること。

（ウ）　**宇佐市への電子入札システムの利用者登録をしている者**であること。

（エ）　公告日から開札予定日までの間に、宇佐市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領（平成 17 年宇佐市告示第 106 号）に基づく指名停止を受けていないこと。

（オ）　開札予定日以前６か月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。

（カ）　破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条第１項若しくは第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること（会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であって、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。）。

（キ）　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第２項の経営事項審査の有効期間（経営事項審査の審査基準日から１年７月）を経過していないこと。

（ク）　入札の適正さが阻害されると認められる資本関係又は人的関係のある複数の者の参加の制限

この入札に参加する複数の者の関係が、以下のａからｃまでのいずれかに該当する場合には、該当する者のした入札は全て無効とする（該当する者全員が共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

ａ　資本関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし，子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第２条第３号及び会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第３条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が会社更生法第２条第７項に規定す

る更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ａ）　親会社（会社法第２条第４号及び会社法施行規則第３条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

（ｂ）　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

ｂ　人的関係

次に掲げるいずれかに該当する二者の場合。ただし、（ａ）については，会社の一方が更生会社又は民事再生法第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社である場合は除く。

（ａ）　一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

（ｂ）　一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第１項又は民事再生法第 64 条第２項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ｃ　その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ａ又はｂと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

（ケ）　自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ａ　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

ｂ　暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ｃ　暴力団員が役員となっている事業者

ｄ　暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

ｅ　暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

ｆ　暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

ｇ　役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ｈ　暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

（コ）　当該工事に係る設計業務の受注者又は当該受注者と資本・人事面において関連がある者でないこと。

ａ　「当該工事に係る設計業務の受注者」とは**（株）山下設計（本店　東京都中央区）**である。

ｂ　「当該受注者と資本・人事面において関連がある者」とは次のいずれかに該当するものである。

（ａ）　受注建設コンサルタントの発行済み株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者（100 分の 50 を超える株式を有し又は出資している者が存在しない場合において、他の株主又は、出資者よりも特に抜きんでて株式を有し又は出資している建設業者を含む。）

（ｂ）　受注建設コンサルタントの代表権を有する役員が建設業者の代表権を有する役員を

兼ねている場合における当該建設業者

イ　代表構成員の要件

（ア）　**建築一式工事**について建設業法第３条第１項第２号の規定による**特定建設業の許可を受けている者**であること。

（イ）　代表構成員は、当該工事において中心的役割を担う者であり**施工能力**（平成 28 年 10 月１日から平成29年９月30日までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている**「建築一式工事」**における総合評定値をいう。）**及び出資比率が当該共同企業体の構成員のうち最大の者であること。**

（ウ）　次に掲げる要件を**すべて満たす監理技術者を専任で配置**できること。

a　建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の規定による**１級建築施工管理技士**の資格を有する者又は建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による**１級建築士**の免許を受けた者であること。

b　建設業法第 26 条に規定されている**建築工事業**に係る**監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証**を有する者であること。

c　当該入札の参加資格証明申請日以前３か月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

（エ）　経営事項審査の総合評定値（Ｐ点）

平成28年10月１日から平成29年９月30日までの間の決算日を基準日とする経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載されている**「建築一式工事」**における**総合評定値（Ｐ点）が８７０点以上**であること。

ウ　その他の構成員の要件

次に掲げる基準を**すべて満たす主任技術者を専任で配置**できること。

a　建設業法第27条の規定による**１級建築施工管理技士**の資格を有する者又は建築士法による**１級建築士**の免許を受けた者であること。

b　当該入札の参加資格証明申請日以前３か月以上前に雇用されたもので直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。）

７　設計図面等の閲覧及び貸出し

設計図書等については大分県共同利用型電子入札システム（入札情報サービス）のホームページに次の閲覧期間中、掲載するものとする。ただし、図面が見づらいなど縮小前の図面の閲覧を希望する場合は、次のとおり図面を閲覧することができる。

(1)　閲覧場所　宇佐市総務部契約管財課

(2)　閲覧期間　平成３０年４月２４日(火)から平成３０年５月２４日(木)まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3)　閲覧時間　午前９時から午後５時まで（午後０時15分から午後１時までを除く。）

８　公告事項等に対する質問及び回答

(1)　質問方法及び宛て先　設計図書に関する質問書（様式第６号）によりＥメールで宇佐市総務部契約管財課宛てに申し出ること。

(E-mail:kensa04@city.usa.oita.jp)

(2)　申出期間　平成３０年４月２４日(火)午前９時から平成３０年５月１０日(木)午後５時

まで

(3)　回答内容と方法　質問及び回答は随時宇佐市ホームページに掲載するものとし、最終回答は平成３０年５月１５日(火)午後５時までに行います。

(4)　回答掲載期間　平成３０年４月２４日(火)午前９時から平成３０年５月２４日(木)午後５時まで

９　特定建設工事共同企業体の登録

特定建設工事共同企業体協定書（以下「協定書」という。）の写しを提出し、電子入札システムの登録を受けなければならない。なお、協定書は「大分県共同利用型入札情報システム」の当該公告案件の添付書類欄に掲載された様式を必ず使用すること。

(1)　提出期間

平成３０年４月２４日(火)午前９時から平成３０年５月１６日(水)午後５時まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

(2)　提出場所　宇佐市総務部契約管財課

(3)　提出方法　書面は持参して提出すること。郵送又は電送によるものは受け付けない。

10　競争入札参加資格証明申請書及び入札参加資格を確認する資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び方法等

(1)　提出期間

平成３０年４月２４日(火)午前９時から平成３０年５月２１日(月)午後５時まで

(2)　提出書類

要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第２号（その2））【２者用】
又は
要件設定型一般競争入札参加資格証明申請書（様式第２号（その2））【３者用】
＊この入札公告に添付した様式を使用すること

(3)　提出方法

原則、電子入札システムによるものとする。なお、入札に際し、添付する書類の作成アプリケーション及びバージョンは次のとおりとする。

ただし、当該ファイルの保存時に損なわれる機能は作成時に利用しないこと。

番号	使用アプリケーション	ファイル形式
1	Microsoft　Word	Word97 から Word2010 のバージョンでの保存
2	Microsoft　Excel	Excel97 から Excel2010 のバージョンでの保存
3	その他のアプリケーション	PDF ファイル(Acrobat３から Acrobat10 のバージョンで作成したもの) テキストファイル

※　上位バージョンのアプリケーションを使用している場合は、ファイルの保存形式を上記の形式にして保存すること。

(4)　その他

申請書等の提出は、９の協定書を提出し、共同企業体として電子入札システムの登録を受けた後、電子入札システムにより共同企業体名で行わなければならない。また、当該申請書等及び入札書の提出時に使用するＩＣカードは、当該共同企業体の代表構成員のＩＣカードでなけ

ればならない。なお、代表構成員のＩＣカード以外でした申請書等及び入札書の提出は無効とする。

11　配置予定技術者等

(1)　**上記６（２）イ（ウ）及び６（２）ウの要件を満たす技術者を配置**できること。なお、申請書等に配置予定技術者として記載した者を当該工事に配置するものとし、病休、死亡及び退職等極めて特殊な場合であって、市長が承認した場合を除き契約時の変更を認めない（現場代理人について同様）ものとする。また、その場合にあっては、当初の配置予定技術者と同等以上の者を当該工事に配置しなければならない。

なお、現場代理人は代表構成員より配置すること。

(2)　**配置予定技術者は、競争入札参加資格証明申請時点でどの工事にも専任で配置されていない者（建設業法第 26 条第３項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は、他のどの工事にも配置されていない者）でなければならない。（現場代理人について同様。以下同じ。）**ただし、入札公告の対象工事の契約（仮契約の場合は本契約。以下同じ。）締結日までに当該技術者が配置されている工事が完成し、**検査が完了（または工期の末日が到来）した場合はこの限りでない**。（工期末日までに完成通知の提出がない場合、検査の結果修補となった場合等特殊な場合を除く。）なお、工期の始期が契約締結日の翌日である場合は、工事の検査完了日または工期末日と入札公告の対象工事の契約締結日は同日でも可とする。

(3)　同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者として申請する場合において、入札前に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）した場合等、配置予定技術者を配置することができなくなった場合には入札を辞退すること。また、入札後に他の工事を落札（落札候補者決定を含む。）したことにより配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、開札日時までに**申出書（任意様式）**を宇佐市総務部契約管財課まで直接持参して提出すること。なお、その場合における既に入札している案件についての取り扱いについては「入札者としての資格のない者のした入札」として無効入札として取り扱うものとする。

※　申出書の記載例は宇佐市ホームページの【要件設定型一般競争入札（電子入札方式：事後審査型）様式】に例示している。

(4)　建設業法第 26 条第 3 項により専任の主任（監理）技術者を配置しなければならない工事に該当する場合は当該競争入札参加資格証明申請日以前３か月以上前に雇用された者で直接的かつ恒常的な雇用関係がある者であること。

(5)　建設業法に定める経営業務の管理責任者、営業所専任技術者、建築事務所を管理する建築士（管理建築士）及び専任の宅地建物取引主任者等の他の法律により特定の事業所等において専任を要するとされている者は、現場代理人、専任の主任（監理）技術者として配置することはできない。

(6)　(3)の手続きを怠った場合においては、宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

12　入　札

(1)　入札書提出期間

平成３０年５月２２日(火)午前９時から平成３０年５月２４日(木)午後５時まで

(2)　入札方法

原則、電子入札システムによるものとする。

入札書の提出に際しては、必ず共同企業体名で行い、代表構成員のＩＣカードを使用すること。なお、代表構成員のＩＣカード以外でした申請書等及び入札書の提出は無効とする。

(3)　入札回数

原則として初度のみ１回とする。

(4)　**入札金額内訳書の提出**

入札書の提出時に併せて、入札書に記載されている入札金額に対応した**入札金額内訳書**（発注者が提供した様式を使用するものとするが、内容を満たしていれば任意の様式でも差し支えない）を原則、電子入札システムにより提出をすること。作成方法、審査基準等は、建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領によることとし、入札金額内訳書の作成上の注意事項を参考とすること。なお、提出された入札金額内訳書は、必要に応じ公正取引委員会に提出することがある。

※　落札候補者の内訳書が「建設工事に関する入札金額内訳書取扱要領」第７審査基準(1)～(6)の各号に該当する場合は、当該落札者の入札は無効となるので注意すること。

(5)　その他

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

13　開 札

(1)　日時　平成３０年５月２５日(金)　午前９時３０分 から

(2)　場所　宇佐市役所入札室（本庁３階）

(3)　落札候補者　有効な入札を行った者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札をした者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。

14　立会人

宇佐市電子入札立会要領（平成 19 年宇佐市契約第 0608005 号）の定めるところによる。

15　入札参加資格の事後審査及び落札者の決定

(1)　開札後は、落札候補者の入札額、業者名を公表の上、落札者の決定を保留し開札を終了する。

(2)　有効に提出された入札参加資格証明書類により、落札候補者の入札参加資格があることが確認できた場合は、当該落札候補者を落札者とする。

(3)　落札候補者の入札参加資格がないと確認された場合は、当該落札候補者のした入札は無効となり、次順位者以降について順次同様の確認を行って落札者を決定する。

(4)　落札者の決定は原則として、開札日の翌日から起算して２日（土曜日、日曜日、及び祝日を除く。）以内に落札候補者へ通知する。ただし、最低の価格で入札した者が入札参加資格を有しないと確認された場合は、この限りでない。

16　入札参加資格が認められない落札候補者に対する説明

(1)　入札参加資格がないと認められた入札参加希望者は、市長に対し、書面（様式任意）によりその理由の説明を求めることができる。

ア　提出期限　通知を受けた日の翌日から起算して７日以内の午後５時まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

イ　提出場所　宇佐市大字上田１０３０－１　宇佐市総務部契約管財課

ウ　提出方法　書面（様式任意）は持参又は郵送によるものとする。

(2)　(1)への回答は、(1)アに規定する期間の最終日の翌日から起算して８日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

17　入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

(1)　入札者としての資格のない者のした入札

(2)　競争に際し、不当に価格をせり上げ、又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札

(3)　同一の入札について２以上の入札をした者の入札

(4)　同一の入札について２以上の入札者の代理人となった者のした入札

(5)　入札金額の訂正に訂正印のない入札

(6)　入札金額、住所、氏名、押印その他入札要件を認定しがたい入札

(7)　公告に示した入札参加資格のない者又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

(8)　設計図書購入を入札参加要件としている場合において、設計図書購入確認票を提出しない者のした入札

(9)　提出期限までに入札金額費内訳書を提出しなかった者のした入札

(10)　入札金額内訳書と入札書の金額が一致しない入札

(11)　入札金額内訳書の内訳が記載されていない又は記載内容に誤り、漏れがある入札

(12)　入札金額内訳書の説明を求めた場合に正当な理由なくこれを拒否した者のした入札

(13)　予定価格を超える金額の入札

(14)　最低制限価格未満の金額の入札

(15)　申請書等を提出期限までにすべて提出しない者のした入札

(16)　電子入札にあっては、市長が指定する認証方法を用いない者のした入札

(17)　電子入札にあっては、契約担当者の使用に係る電子計算機に到着した入札金額等の電磁的記録が書き換えられた入札

(18)　その他入札に関する条件に違反した入札

18　支払条件

前払金　　有　（平成３０年度１回、平成３１年度１回）

中間前払金　有　（平成３０年度１回、平成３１年度１回）

部分払　　有　（平成３０年度３回以内、平成３１年度３回以内）

※　中間前払金、部分払の併用はできず、仮契約時にいずれかを選択するものとする。

19　その他

(1)　この公告に定めのない事項については、宇佐市要件設定型一般競争入札実施要領（平成22年宇佐市契約第0329002号）、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、宇佐市契約事務規則（平成17年宇佐市規則第34号）、宇佐市公正入札調査制度実施要領（平成20年宇佐市契約第0501001号）、最低制限価格の設定に関する要綱（平成21年宇佐市要綱第16号）、建設工事請負契約書その他入札契約に関する法令等の定めるところによる。

(2)　当該契約の契約締結は、地方自治法第96条第1項第5号及び宇佐市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年宇佐市条例第46号）第2条に規定する市議会の議決事項であり、当該入札の落札決定後、落札者との間に仮契約を締結し、議会議決後契約の保証が付されたことを確認した後、本契約を成立させる旨の意思表示をしたときに本契約となるものである。

(3)　６(2)ア（イ）建設業法に基づく本店等の所在地の入札参加資格要件を大分県内又は県内の一部の地域に限定した場合において、競争入札参加資格を有する入札参加者が３者（大分県外に拡げた場合は２者）に満たない場合その他事業の推進に著しく支障を来たした場合は、開札の中止、又は延期することがある。

(4)　落札候補者は、１０(2)に掲げる書類のほか、必要に応じて契約担当者が指定する資料を提出しなければならない。

(5)　契約担当者は、開札後、落札決定するまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。

この場合、契約担当者は当該落札候補者の行った入札を無効にしたことに伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

ア　宇佐市指名停止等措置要領に基づく指名停止措置を受けたとき。

イ　入札公告に掲げる入札参加資格の要件を満たさなくなったとき。

(6)　契約担当者は、落札決定後、契約締結（議会案件の場合は、仮契約後の議会議決）までの間に落札者が、(5)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。

この場合、契約担当者は落札決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。

(7)　契約担当者は、契約締結後において、契約者が(5)又は(6)に該当していた場合は、契約の解除を行うことができるものとする。

(8)　落札者は、落札の通知を受けた日を含め７日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。

(9)　開札から請負契約締結に至る間において落札者が落札したにもかかわらず契約を締結しないときは、落札額に消費税及び地方消費税を加算した額の100分の５を違約金として徴収する。

(10)　提出された書類は返却しない。

(11)　入札参加に係る全費用は、入札参加希望者の負担とする。

(12)　入札者は、開札後、入札条件の不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

20　照会先

宇佐市総務部契約管財課契約係〔電話 0978-27-8117〕